

化審法における 製造数量等の届出様式の改正について

平成31年2月

経済産業省製造産業局化学物質安全室

本日の説明の内容

- I. 改正の内容 1~17
 - 主な改正点
 - 届出様式の改正箇所一覧
 - 改正内容の詳細
 - 官報整理番号のない塩等の届出

- II. 届出書の記載例 18~24
 - 一般化学物質の届出
 - 官報整理番号のない塩等の届出

- III. 今後の予定等 25~27
 - いつから変わるのか？
 - 情報提供サイトと問い合わせ先

I. 改正の内容

- 主な改正点
- 届出様式の改正箇所一覧
- 改正内容の詳細
- 官報整理番号のない塩等の届出

II. 届出書の記載例

- 一般化学物質の届出
- 官報整理番号のない塩等の届出

III. 今後の予定等

- いつから変わるのか？
- 情報提供サイトと問い合わせ先

主な改正点①

一般化学物質等の届出制度で届出された情報に基づき、段階的にスクリーニング評価（簡易なリスク評価）、リスク評価を実施しています。正しく化学物質を同定し、適切に評価を進めるために、**届出を化合物ごとに1区分とすることを原則**とします。

- 一般化学物質の届出、優先評価化学物質の届出において、「物質名称」の記載欄に製造・輸入した化合物の構造がわかる名称を記載いただくことになりました。
- 同じ官報整理番号であっても、異なる化合物の場合は、化合物毎に数量を集計し、複数の届出書を作成する必要があります。

運用通知の改正

- 優先評価化学物質又は一般化学物質の届出に関する取扱いの明確化
〔改正箇所：3－2〕

3－2 優先評価化学物質又は一般化学物質の製造数量等の届出に関する取扱い（新設）

優先評価化学物質又は一般化学物質の法第9条又は第8条に定める製造数量等の届出に関する取扱いは、化合物ごとに1区分とすることを原則とし、内容が不詳なもの又は分離等できないものについては製法、性状、混合状態等に基づいて区分する。

主な改正点②

新規化学物質として取り扱わないとした、複数の既存化学物質等で構成される分子間化合物等（※）や既存化学物質である酸及び塩基で構成される付加塩（金属塩は除く）、オニウム塩については、届出単位が変わりました。

従来、混合物として取り扱うこととしていましたが、本改正により、今後は**一つの化合物として取り扱い、その製造数量等の届出についても構成する成分ごとではなく化合物を1区分とすることを原則**とします。

※分子間化合物、包接化合物、水和物、複塩、無機高分子化合物、混合金属塩、ブロック重合体、グラフト重合体に限る。

- 物質名称、CAS登録番号、製造・輸入合計数量等は塩等の単位で記載してください。
- 官報公示名称、官報整理番号の記載欄を複数設けました。酸、塩基等各々に該当する官報公示名称、官報整理番号を記載してください。

運用通知の改正

- 新規化学物質として取り扱わないとした化学物質の取扱いの変更
〔改正箇所：3－1〕

届出様式の改正箇所一覧

変更のある項目	様式 1 1 一般化学物質	様式 1 2 優先評価化学物質	様式 1 3 監視化学物質等	様式 1 4 第二種特定化学物質
様式共通で変更した項目 <ul style="list-style-type: none"> 和暦 → 西暦 届出者等整理コード → 法人番号 担当者連絡先 → 記載欄を追加 製造・輸入合計数量 → 欄を新設 出荷数量欄 2 箇所を 1 箇所に統一 	○	○	○	○
用途番号 <ul style="list-style-type: none"> 2桁 → 3桁 用途の内容 → 一部変更 	○	○	○	○
化学物質名称等 <ul style="list-style-type: none"> 官報公示名称以外の物質名称の欄新設 複数の官報公示名称、官報整理番号の欄新設 	○	○		
その他 <ul style="list-style-type: none"> 取り消された優先評価化学物質の物質管理番号の欄新設 数量の有効数字は1桁→1桁又は実数 	○			
備考 <ul style="list-style-type: none"> 構造・組成について参考となる事項を記載した書類を必要に応じて添付 	○	○		

様式共通で変更した項目（1）

変更項目	一般	優先	監視	二特
様式共通	○	○	○	○
用途コード	○	○	○	○
物質名称等	○	○		
その他	○			
構造・組成	○	○		

旧

様式第11（第9条の2第2項関係） 1 / 2

[書類名] 一般化学物質製造数量等届出書

[提出日] 年 月 日

[あて先] 経済産業大臣 殿

1. 届出者の氏名・住所

[届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名]

.....

..... (印)

[届出者の住所]

[届出者等コード又は届出者等整理コード]

• 和暦 → 西暦

• 届出者等整理コード → 法人番号
 • 担当者連絡先 → 記載欄を追加

新

様式第11（第9条の2第2項関係） 1 / 3

[書類名] 一般化学物質製造数量等届出書

[提出日(西暦)]年 月 日

[あて先] 経済産業大臣 殿

1. 届出者の氏名・住所

[①届出者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名]

..... (印)

[届出者の住所]

[②法人番号]

[③担当部署、担当者氏名及び連絡先]

担当部署

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

用途番号

変更項目	一般	優先	監視	二特
様式共通	○	○	○	○
用途コード	○	○	○	○
物質名称等	○	○		
その他	○			
構造・組成	○	○		

旧

新

(3) 都道府県別（又は国・地域別）及び用途別出荷数量

3 / 3

都道府県又は国・地域番号

用途番号

出荷数量 (t)

-

具体的用途 (

)

(t)

(t)

2桁

(3) 都道府県別（又は国・地域別）及び用途別出荷数量

3 / 3

都道府県又は国・地域番号

⑬ 用途番号

⑬ 出荷数量 (t)

-

⑬ 具体的用途 (

)

(t)

(t)

3桁

例) 01「中間物」

101「中間物」

- 2桁→3桁
- 用途の内容 → 一部変更

内容を改正した用途番号一覧

変更項目	一般	優先	監視	二特
様式共通	○	○	○	○
用途コード	○	○	○	○
物質名称等	○	○		
その他	○			
構造・組成	○	○		

旧

用途番号	用途分類	詳細用途番号	詳細用途分類
------	------	--------	--------

レジスト材料

16	印刷インキ、複写用薬剤(トナー等) [筆記用具、レジストインキ用を含む]		
24	フォトレジスト材料、写真材料、印刷版材料		

16のレジストのみ124に整理

重複を削除

新

用途番号	用途分類	詳細用途番号	詳細用途分類
------	------	--------	--------

161	インキ又は複写用薬剤 (レジストインキを除く。)		
124	レジスト材料、写真材料又は印刷版材料		

ろうそく、線香、たばこ

21	火薬類	z	その他
----	-----	---	-----

用途・詳細用途を新設

「47 燃料、燃料添加剤」で届出されていた固形燃料は121へ

固形燃料

47	燃料、燃料添加剤	a	燃料
----	----------	---	----

121	火薬類、化学発泡剤又は固形燃料	d	固形燃料
147	燃料、燃料添加剤 [固形燃料は#121]		

洗浄剤用香料

22	芳香剤、消臭剤	a	香料(洗浄剤用)
----	---------	---	----------

113	水系洗浄剤(家庭用又は業務用のものに限る。)	e	香料
-----	------------------------	---	----

化学発泡剤

物理発泡剤

27	プラスチック、プラスチック添加剤、プラスチック加工助剤	k	発泡剤、ラジカル発生剤
28	合成ゴム、ゴム用添加剤、ゴム用加工助剤	j	発泡剤

用途の整理・新設

108	エアゾール用溶剤又は物理発泡剤	b	物理発泡剤
121	火薬類、化学発泡剤又は固形燃料	c	化学発泡剤

プロセス油関係

36	作動油、絶縁油、プロセス油、潤滑油剤(エンジン油、軸受油、圧縮機油、グリース等)	c	プロセス油の基油
		g	プロセス油添加剤

128	合成ゴム、ゴム用添加剤又はゴム用加工助剤	d	可塑剤、補強材(接着促進剤等)、充填剤、プロセス油の基油・添加剤
-----	----------------------	---	----------------------------------

建設資材

44	建設資材添加物(コンクリート混和剤、木材補強含浸剤等)	z	その他
98	その他の原料、その他の添加剤	z	その他の原料、その他の添加剤

144	建設資材又は建設資材添加物	f	建設資材
198	その他の原料、その他の添加剤		

「98その他」で届出されていた建設資材は144へ

化学物質名称等 (2) 様式11 一般化学物質②

変更項目	一般	優先	監視	二特
様式共通	○	○	○	○
用途コード	○	○	○	○
物質名称等	○	○		
その他	○			
構造・組成	○	○		

旧

2. 製造数量、輸入数量及び出荷数量

(1)化学物質の名称等

【物質名称】 **パラアセトアルデヒド**

【官報整理番号】 **2 - 4 8 3**

【その他の番号】 **1 2 3 - 6 3 - 7**

【高分子化合物の該当の有無 (該当する場合は○印を記入)】

・複数の官報公示名称、官報整理番号の記載欄を新設

- 記載する順番が変わります。
- はじめに、製造・輸入した化学物質の構造がわかる名称 (CAS登録番号を把握している場合はCAS登録名称等) を記載してください。
- CAS登録番号(CAS RN)は、把握している場合は記載してください。
- 製造・輸入された化学物質が新規化学物質ではないことの確認のため、従前通り官報公示名称、官報整理番号は必ず記載してください。

新

2. 製造数量、輸入数量及び出荷数量

2/3

(1)化学物質名称等

【④製造・輸入した一般化学物質の名称と番号】

法第8条第2項において準用する新規化学物質に係る届出である場合は、物質名称欄に法第4条第5項に規定する通知に係る判定通知書の物質名称を記載すること。

【物質名称】 **2, 4, 6-トリメチル-1, 3, 5-トリオキサン**

【CAS登録番号(CAS RN)】 **1 2 3 - 6 3 - 7**

【⑤製造・輸入した一般化学物質に対応する官報公示名称と官報整理番号】

法第8条第2項において準用する新規化学物質に係る届出である場合は、【官報整理番号1】欄に右詰めで新規化学物質に関する審査の処理番号(7桁)を記載すること。

【官報公示名称1】 **パラアセトアルデヒド**

【官報整理番号1】 **2 - 4 8 3** (官報整理番号は左詰め)

製造・輸入した化学物質が2つ以上の官報整理番号で示される場合は、以下の欄も用いて当該官報整理番号と対応する官報公示名称を上記を含めて最大3つまで記載すること。

【官報公示名称2】

【官報整理番号2】 (官報整理番号は左詰め)

【官報公示名称3】

【官報整理番号3】 (官報整理番号は左詰め)

【⑥製造・輸入した一般化学物質が法第11条(第2号ニに係る部分に限る。)の規定により優先評価化学物質の指定を取り消された化学物質に該当する場合は優先評価化学物質であったときの物質管理番号】

.....

【⑦高分子化合物の該当の有無(該当する場合は○印を記入)】

化学物質名称等 (3) 様式12 優先評価化学物質

変更項目	一般	優先	監視	二特
様式共通	○	○	○	○
用途コード	○	○	○	○
物質名称等	○	○		
その他	○			
構造・組成	○	○		

旧

(1) 化学物質の名称等

[物質名称] キシレン

[物質管理番号] 1 2 5

[官報整理番号等] 3 - 3

[その他の番号] 1 0 6 - 4 2 - 3

[高分子化合物の該当の有無 (該当する場合は○印を記入)]

優先評価化学物質の官報公示名称と異なる化学物質を製造・輸入した場合は、製造・輸入した化学物質の名称 (CAS登録名称等) を記載してください。

新

(1) 化学物質名称等

【④優先評価化学物質の官報公示名称と番号】

[官報公示名称] キシレン

[物質管理番号] 1 2 5

[官報整理番号1] 3 - 3

【⑤製造・輸入した化学物質の名称と番号】

製造・輸入した化学物質が優先評価化学物質の官報公示名称と一致する場合は記載不要

[物質名称] p-キシレン

[CAS登録番号(CAS RN)] 1 0 6 - 4 2 - 3

製造・輸入した化学物質が2つ以上の官報整理番号で示される場合は、以下の欄も用いて当該官報整理番号と対応する官報公示名称を上記④を含めて主要な3つまで記載すること。

[官報公示名称2]

[官報整理番号2] (官報整理番号は左詰め)

[官報公示名称3]

[官報整理番号3] (官報整理番号は左詰め)

【⑥高分子化合物の該当の有無(該当する場合は○印を記入)]

優先評価化学物質の指定を取り消された一般化学物質

変更項目	一般	優先	監視	二特
様式共通	○	○	○	○
用途コード	○	○	○	○
物質名称等	○	○		
その他	○			
構造・組成	○	○		

旧

(1)化学物質の名称等

[物質名称] クロロエチレン

[官報整理番号] 2 - 1 0 2

[その他の番号] 7 5 - 0 1 - 4

[高分子化合物の該当の有無 (該当する場合は○印を記入)]

・ 取り消された優先評価化学物質の物質管理番号の記載欄新設

➤ 優先評価化学物質の指定を取り消された化学物質に該当する場合は、優先評価化学物質であったときの物質管理番号を記載してください。

優先評価化学物質であった化学物質はその単位の有害性情報を有しており、その単位でスクリーニング評価を行います。そのため、優先評価化学物質であったときの物質管理番号欄を新設しました。

新

(1)化学物質名称等

[④製造・輸入した一般化学物質の名称と番号]

法第8条第2項において準用する新規化学物質に係る届出である場合は、物質名称欄に法第4条第5項に規定する通知に係る判定通知書の物質名称を記載すること。

[物質名称] クロロエチレン

[CAS登録番号(CAS RN)] 7 5 - 0 1 - 4

[⑤製造・輸入した一般化学物質に対応する官報公示名称と官報整理番号]

法第8条第2項において準用する新規化学物質に係る届出である場合は、[官報整理番号1]欄に右詰めで新規化学物質に関する審査の処理番号(7桁)を記載すること。

[官報公示名称1] 塩化ビニル

[官報整理番号1] 2 - 1 0 2 (官報整理番号は左詰め)

製造・輸入した化学物質が2つ以上の官報整理番号で示される場合は、以下の欄も用いて当該官報整理番号と対応する官報公示名称を上記を含めて主要な3つまで記載すること。

[官報公示名称2]

[官報整理番号2] - (官報整理番号は左詰め)

[官報公示名称3]

[官報整理番号3] - (官報整理番号は左詰め)

[⑥製造・輸入した一般化学物質が法第11条(第2号二に係る部分に限る。)の規定により優先評価化学物質の指定を取り消された化学物質に該当する場合は優先評価化学物質であったときの物質管理番号]

1 3

[⑦高分子化合物の該当の有無(該当する場合は○印を記入)]

製造数量等の有効数字（一般化学物質）

変更項目	一般	優先	監視	二特
様式共通	○	○	○	○
用途コード	○	○	○	○
物質名称等	○	○		
その他	○			
構造・組成	○	○		

旧

新

・ 一般化学物質の数量の有効数字は1桁
→1桁又は実数

- 製造数量、輸入数量、出荷数量は、従前通り有効数字 1 桁のほか、実数のままでもよいことになりました。
- 優先評価化学物質(t),監視化学物質(kg),第二種特定化学物質(kg)は必ず実数で記載してください。

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格
2. ……………

6. 記入単位は t として、有効数字を1桁として記入すること。

備考

【全般】

- 用紙の大きさは、日本工業規格
- ……………

【項目毎】

① 氏名…………

⑧～⑪ 記入単位は t として、有効数字を1桁として記入すること。若しくは、小数点以下を四捨五入の上、実数で記入すること。

構造・組成に関する詳細情報を記載した書類の添付（1） （一般化学物質、優先評価化学物質）

変更項目	一般	優先	監視	二特
様式共通	○	○	○	○
用途コード	○	○	○	○
物質名称等	○	○		
その他	○			
構造・組成	○	○		

旧

新

- ・ 構造・組成について参考となる事項を記載した書類を必要に応じて添付
 - 一般化学物質と優先評価化学物質については、前年度中に国が公表した物質リストに係る製造数量等の届出において、構造・組成について記載した資料（記載様式は国より提示）を添付していただくことになりました。物質毎に用意されている様式の内容を記載して届出をお願いします。

※記載内容についてご不明の点はスライド27の問い合わせ先にお問い合わせください。

備考

1. 用紙の大きさは、日本工業規格
2. ……………
3. …

備考

【全般】

- 用紙の大きさは、日本工業規格
- ……………

- 届出対象物質についての構造・組成について参考となる事項を記載した書類を必要に応じて添付すること。

【項目毎】

- ① ……………

構造・組成に関する詳細情報を記載した書類の添付（２）

平成31年度届出（平成30年度実績）において、下表に掲げる一般化学物質（7つの官報整理番号）、優先評価化学物質（3つの通し番号）を製造・輸入した場合は構造・組成について参考となる事項を記載した書類を添付してください

表1. 届出対象物質に関する構造・組成について参考となる事項を添付する必要がある一般化学物質一覧

官報整理番号	公示名称	添付書類様式
2-1640	アルカン（C=8～30）モノ又はジスルホン酸塩（Na, K, Ca）	添付書類様式（2-1640） 
2-2807	アルケン（C=8～30）モノ（又はジ）スルホン酸塩（Na, K, Ca）	添付書類様式（2-2807） 
7-60	N, N-ジポリオキシアルキレン-N-アルキル（又はアルケニル）（C6～28）アミン	添付書類様式（7-60） 
7-66	ジ（ポリオキシアルキレン） ジアルキル（又はアルケニル）（C1～24）アンモニウム脂肪酸（C8～24）エステル	添付書類様式（7-66） 
7-72	トリ（ポリオキシアルキレン） アルキル（C1～6）アンモニウム塩 {ハロ（Cl又はBr）メトサルフェイト又はエトサルフェイト} の脂肪酸（C6～24）エステル	添付書類様式（7-72） 
7-78	ポリオキシアルキレンモノフェニルエーテル（n=1～200）	添付書類様式（7-78） 
7-97	ポリオキシアルキレン（C2～4, 8）モノアルキル（又はアルケニル）（C1～24）エーテル（n=1～150）	添付書類様式（7-97） 

物質ごとに添付書類様式があります。

該当する様式をご使用ください。

※公表サイトはスライド27参照

表2. 届出対象物質に関する構造・組成について参考となる事項を添付する必要がある優先評価化学物質一覧

通し番号	優先評価化学物質の名称	添付書類様式
164	アルカン-1-アミン（C=8, 10, 12, 14, 16, 18、直鎖型）、（Z）-オクタデカ-9-エン-1-アミン又は（9Z, 12Z）-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミン	添付書類様式（164） 
172	飽和脂肪酸（C=8～18、直鎖型）のナトリウム塩又は不飽和脂肪酸（C=16～18、直鎖型）のナトリウム塩	添付書類様式（172） 
173	N, N-ビス（2-ヒドロキシエチル）アルカンアミド（C=8, 10, 12, 14, 16, 18、直鎖型）、（Z）-N, N-ビス（2-ヒドロキシエチル）オクタデカ-9-エンアミド又は（9Z, 12Z）-N, N-ビス（2-ヒドロキシエチル）オクタデカ-9, 12-ジエンアミド	添付書類様式（173） 

I. 改正の内容

- 主な変更点
- 届出様式の改正箇所一覧
- 改正内容の詳細
- 官報整理番号のない塩等の届出

II. 届出書の記載例

- 一般化学物質の届出
- 官報整理番号のない塩等の届出

III. 今後の予定等

- いつから変わるのか？
- 情報提供サイトと問い合わせ先

一般化学物質の届出（例） 2 / 3

2. 製造数量、輸入数量及び出荷数量

2/3

(1) 化学物質名称等

[④製造・輸入した一般化学物質の名称と番号]

法第8条第2項において準用する新規化学物質に係る届出である場合は、物質名称欄に法第4条第5項に規定する通知に係る判定通知書の物質名称を記載すること。

[物質名称] 2, 4, 6-トリメチル-1, 3, 5-トリオキサン

[CAS登録番号(CAS RN)]

						1	2	3	-	6	3	-	7
--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---

[⑤製造・輸入した一般化学物質に対応する官報公示名称と官報整理番号]

法第8条第2項において準用する新規化学物質に係る届出である場合は、[官報整理番号1]欄に右詰めで新規化学物質に関する審査の処理番号(7桁)を記載すること。

[官報公示名称1] パラアセトアルデヒド

[官報整理番号1]

2	-	4	8	3						
---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--

 (官報整理番号は左詰め)

製造・輸入した化学物質が2つ以上の官報整理番号で示される場合は、以下の欄も用いて当該官報整理番号と対応する官報公示名称を上記を含めて主要な3つまで記載すること。

[官報公示名称2] _____

[官報整理番号2]

	-									
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 (官報整理番号は左詰め)

[官報公示名称3] _____

[官報整理番号3]

	-									
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

 (官報整理番号は左詰め)

[⑥製造・輸入した一般化学物質が法第11条(第2号ニに係る部分に限る。)の規定により優先評価化学物質の指定を取り消された化学物質に該当する場合は優先評価化学物質であったときの物質管理番号]

--	--	--	--	--	--

[⑦高分子化合物の該当の有無(該当する場合は○印を記入)]

原則、化合物毎に届出してください。同じ官報整理番号に該当していても、異なる化合物の場合は、化合物毎に数量を集計し、複数の届出書を作成する必要があります。

製造・輸入した化合物の構造がわかる名称（IUPAC名称、CAS登録名称等）を記載してください。

官報に掲載されている名称を記載してください。[④製造・輸入した一般化学物質の名称と番号]の名称と一致する場合でも、同一の名称を記載してください。

官報整理番号は左詰めで記載してください。

官報整理番号のない塩等の届出(例) 1 / 3

◆優先評価化学物質と一般化学物質の塩等の場合

優先評価化学物質の届出様式で1件の届出としてください。

2. 製造数量及び輸入数量

2 / 3

(1) 化学物質名称等

[④] 優先評価化学物質の官報公示名称と番号

[官報公示名称] ヒドラジン

[物質管理番号] 2

[官報整理番号1] 1 - 3 7 4

[⑤] 製造・輸入した化学物質の名称と番号

製造・輸入した化学物質が優先評価化学物質の官報公示名称と一致する場合は記載不要

[物質名称] 硫酸とヒドラジン

[CAS登録番号(CAS RN)] 1 0 0 2 4 9 3 2

製造・輸入した化学物質が2つ以上の官報整理番号で示される場合は、以下の欄も用いて当該官報整理番号と対応する官報公示名称を上記④を含めて主要な3つまで記載すること。

[官報公示名称2] 硫酸

[官報整理番号2] 1 - 4 0 (官報整理番号は左詰め)

[官報公示名称3]

[官報整理番号3] (官報整理番号は左詰め)

[⑥] 高分子化合物の該当の有無(該当する場合は○印を記入)

(2) 製造数量及び輸入数量

(単位：t)

西暦 2 0 1 8 年度実績値

年度計	⑦ 製造・輸入合計数量 (t)	⑧ 製造数量 (t)	⑨ 輸入数量 (t)
	<u>2</u> <u>6</u> <u>5</u> <u>0</u> <u>1</u>	<u>2</u> <u>5</u> <u>5</u> <u>0</u> <u>0</u>	<u>1</u> <u>0</u> <u>0</u> <u>1</u>

3. 化学物質の製造等

(1) 製造した事業所名及びその所在地

埼玉工場 埼玉県さいたま市Q×区1-2-3

(2) 当該化学物質を製造した都道府県別製造数量又は輸入した国・地域別輸入数量

⑩ 都道府県番号	⑪ 製造数量 (t)	⑫ 国・地域番号	⑬ 輸入数量 (t)
<u>0</u> <u>1</u> <u>1</u>	<u>2</u> <u>5</u> <u>5</u> <u>0</u> <u>0</u>	<u>1</u> <u>0</u> <u>1</u>	<u>1</u> <u>0</u> <u>0</u> <u>1</u>
0	(t)		(t)

官報に掲載されている優先評価化学物質の名称を記載してください。

優先評価化学物質の「通し番号」を左詰めで記載してください。

製造・輸入した塩等の構造がわかる名称を記載してください。「[酸の名称]と[塩基の名称]の塩」といった記載でも結構です。

例) ヒドラジンと硫酸の塩

塩等のCAS登録番号を記載してください。

一般化学物質の官報公示名称を記載してください。

合計数量1t未満の場合、届出は不要です。ただし、塩等としての合計数量となりますので、「酸」と「塩基」の重量がそれぞれ1t未満であっても、合計数量が1t以上の場合は届出してください。

官報整理番号のない塩等の届出(例) 2 / 3

◆ 優先評価化学物質と優先評価化学物質の塩等の場合

- 様式第12(優先評価化学物質)にて1件の届出としてください。
- [④優先評価化学物質の官報公示名称と番号]には、どちらか一方の優先評価化学物質の[官報公示名称]、[物質管理番号]、[官報整理番号1]を記載してください。
- もう一方の優先評価化学物質については、一般化学物質と同様に、[官報公示名称2]、[官報整理番号2]に記載してください。物質管理番号については、記載しなくて結構です。

◆ 塩等を構成する成分として届出不要物質を含む場合

- 塩等を構成する成分が届出不要物質であっても、届出単位は塩等になりますので、塩等の成分である届出不要物質についても記載が必要です。
- 塩等を構成しているすべての成分が届出不要物質の場合に限り、届出は不要です。

官報整理番号のない塩等の届出(例) 3 / 3

■ ブロック重合体・グラフト重合体の届出について

- 一般化学物質の届出、優先評価化学物質の届出ともに、新規化学物質とは取り扱わないブロック重合体・グラフト重合体は、1つの化合物として取扱うため、1件の届出となります。
- ブロック重合体を構成する単位重合体及び重合様式が同じであれば、単位重合体の重合度が異なるものについても同一の化合物として届出してください。
 - * 単位重合体は、運用通知に基づき、単位重合体を構成する繰り返し単位(モノマー)及び重合様式が同じであれば、同一の単位重合体とみなします。

■ 固溶体及び複合酸化物の届出について(変更なし)

- 一般化学物質の届出、優先評価化学物質の届出ともに、構成成分が全て既存化学物質等である複合酸化物及び固溶体は、従来どおり混合物として扱います。届出書は構成成分毎に作成し、複数の届出としてください。
- 物質名称は、複合酸化物の名称(構成成分)としてください。
 - 例) 五酸化二鉄マンガン亜鉛(酸化亜鉛分)
- 構成成分ごとに、1トン未満の化合物、届出不要物質については届出の必要はありません。

I. 改正の内容

- 主な変更点
- 届出様式の改正箇所一覧
- 改正内容の詳細
- 官報整理番号のない塩等の届出

II. 届出書の記載例

- 一般化学物質の届出
- 官報整理番号のない塩等の届出

III. 今後の予定等

- いつから変わるのか？
- 情報提供サイトと問い合わせ先

いつから変わるのか？

- 平成31年4月の届出から変わります。新しい様式で届出をお願いします。
- 届出期間は従前どおりです。
 - ✓ 書面による届出： 4月1日～6月30日
 - ✓ 電子申請・CDによる届出： 4月1日～7月31日
- 平成31年4月からの届出に構造・組成に係る書類の添付が必要となる一般化学物質、優先評価化学物質のリストは以下のサイトで公表しております。

一般化学物質及び優先評価化学物質の製造数量等の届出における「届出対象物質に関する構造・組成について参考となる事項を記載した書類」の添付について

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/kouzou_osei_tempusyorui.html

今後の予定

- ✓ 平成31年2月末～ 新様式に対応した届出支援システム配布開始
- ✓ 平成31年3月末 来年度届出分より新たに追加される優先評価化学物質及び届出不要物質等の情報を反映したマスタ辞書の公開
- ✓ 平成31年4月～ 新様式による届出の開始（平成30年度実績分の届出）

情報提供サイトと問い合わせ先

改正化審法、制度運用の見直しについては経済産業省のホームページにて逐次情報を提供いたしますので、ご確認ください。

◆ 化審法トップページ

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/index.html

◆ 2019年からの一般化学物質等製造数量等届出について（特設ページ）

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/existing19info.html

◆ 一般化学物質、優先評価化学物質、 監視化学物質の製造数量等の届出について

（常設ページ）

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/general-chemical.html

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）

このページでは、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（化審法）に関する情報を公開しています。
化審法は、人の健康及び生態系に影響を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止することを目的とする法律です。

NEW 2019年から化審法の手続が変わります

少量新規・低生産量
審査特別制度①

一般化学物質等
製造数量等届出②

◆ お問い合わせ先

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

e-mail:kashinhou-junbi“アット”meti.go.jp （“アット”を@に変換してください。）

[TEL:03-3501-0605](tel:03-3501-0605)